

# 平成 29 年 第 4 回

## 小海町議会定例会会議録

「第 1 日」

\* 開会年月日時 平成 29 年 12 月 5 日 午前 10 時 00 分

\* 閉会年月日時 平成 29 年 12 月 5 日 午後 3 時 59 分

\* 開会の場所 小海町議会議場

### 会議の経過

#### ○ 開 会

議 長

おはようございます。平成 29 年第 4 回定例会の開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。今年は例年より冬の訪れが早いように感じ、寒さがひとしお身に染みる今日この頃であります。いよいよ今年も残すところあとわずかとなってまいりました。今年を振り返りますといろいろなことが思い浮かびますが、選挙に限って申し上げますと、4 月の町議会議員の改選において、5 名の新人の方を含む第 17 期の議員の皆さんが誕生しました。その後 5 月の臨時会で議会構成が決まり、早いもので 7 ヶ月が過ぎました。近隣町村では北相木村で村長選が行われ、井出高明村長が再選されました。佐久穂町では佐々木勝町長が初当選をされました。また川上村では藤原忠彦村長が全国町村会長をご勇退されました。10 月の衆議院議員選挙において長野県第 3 選挙区では、希望の党の井出庸生議員が再選となりました。来年には私達の町でも町長選挙が予定されています。このように振り返りますと、私達の議会活動も社会情勢と共に刻々と変化しており、都度対処を求められているところであります。これはあくまでも一つの例ではありますが、先の衆議院議員選挙で自民党の議員が落選をいたしました。これを問題とするのではなく、この結果は小海町や南牧村に少なからず影響を及ぼすものでした。来年には八千穂高原インターまで開通となる中部横断自動車は、残すところ長野県側は小海町と南牧村だけとなり、早期事業化に向けて東信地区の市町村長や議会議員による国土交通省や財務省への要請が行われている最中のことでした。このように何時の時代も選挙結果は私達の生活や地域に多かれ少なかれ影響が及ぶものであると改めて考えさせられるところでありました。まだまだ日にちもあり少し気が早い訳ですが、来年も皆さん

	<p>にとってご健勝で素晴らしい 1 年となりますようご祈念を申し上げます。</p> <p>ただ今の出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から平成 29 年第 4 回小海町議会定例会を開会いたします。</p> <p>これから本日の会議を開きます。</p>
<p><b><u>日程第 1 会議録署名議員の指名</u></b></p>	
議 長	<p>日程第 1、「会議録署名議員の指名」を行います。</p> <p>本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、議長において第 8 番篠原義従君 及び 第 9 番的埜美香子君を指名致します。</p>
<p><b><u>日程第 2 会期の決定</u></b></p>	
議 長	<p>日程第 2、「会期の決定」についてを議題といたします。</p> <p>本定例会の運営につきまして、去る 11 月 21 日に議会運営委員会を開催し、協議をしておりますので、その結果を議会運営委員長から報告を求めます。議会運営委員長篠原義従君。</p>
議会運営 委員長	<p>ご報告いたします。本日招集の、平成 29 年第 4 回小海町議会定例会の運営につきましては、去る 11 月 21 日に議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。本定例会に付議される案件は契約議決案 1 件、専決処分 1 件、条例等改正案 6 件、補正予算案 3 件、陳情 1 件の合計 12 件であり、会期は本日より 12 月 19 日までの 15 日間とする案を作成いたしました。一般質問の通告は、本日、午後 5 時までとしますのでよろしくご協力の程をお願い申し上げます。会期中の日程につきましては、定例会の会期中に、全議員による現地視察及び全員協議会を開催いたします。今のところ、一般質問が 1 日で済めば 11 日午前 10 時から、2 日間の場合は 11 日の一般質問終了後に合同現地視察及び全員協議会を開催する予定ですので、ご承知おき下さい。</p> <p>なお、本日の昼休み 12 時 30 分から議会運営委員会、および各常任委員長の合同会議を開催しますので、併せてよろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告がありましたとおり、本日から 12 月 19 日までの 15 日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。</p>

(異議なしの声)	
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって本定例会の会期は、本日から 12 月 19 日までの 15 日間と決定致しました。なお、本日の議事日程はお手元に配布申し上げたとおりであります。</p>
<b><u>日程第 3 町長招集あいさつ</u></b>	
議 長	<p>日程第 3、町長より招集あいさつをお願いします。</p> <p>町長、新井寿一君。</p>
町 長	<p>皆さんおはようございます。本年最後の第 4 回議会定例会にあたりまして、招集のご挨拶と提出案件の概要につきましてご説明を申し上げますのでよろしく願いいたします。平成 29 年第 4 回定例会をご案内申し上げましたところ、議員の皆さん方にはお寒い中、また大変お忙しい中ご参集いただきまして、定刻に議会が開会できましたことに対しまして心より厚く御礼申し上げます。平成 29 年も余すところ 1 ヶ月を切り、月日は無情に早く経過するよう感じられ何かと慌ただしい季節を迎えました。このような中、毎年のように全国各地で多発する異常気象や台風の通過、地震等により大きな自然災害の被害に見まわっております。今年も 7 月の北九州地方を数日間襲った猛烈な豪雨、その後も東北地方など全国各地で特に尊い命が奪われるなど甚大な被害に見まわってしまいました。被災地では悲しく厳しい年の瀬を迎えておりますが、一日も早い安定した生活を取り戻すことを強く願っています。そんな中、当町においては心配した台風 5 号、そして 18 号、21 号とも直撃を避け、今日まで大きな災害もなく平成 29 年の予算執行も順調であります。さて町の今年度の農業は春先から作柄もよくやや生産過剰気味で推移し、その後の日照不足など天候不順から作柄は安定せず、後半価格も上昇しましたが、天候、価格とも農家の皆さんは大変なご苦勞をされた年でございます。詳細な出荷状況等につきましては後程担当課長から申し上げさせていただきます。また 10 月の衆議院選挙は、与党が勝ったというより私は野党が分裂して自滅したとみるのが妥当だと思っておりますし、また国民がまずまず心地よい環境にある現状を肯定した結果であるところのように考えております。そして安倍政権の継続を国民は選択いたしました。あまりにも大きく勝ったのは緊張感を失い、傲りと独裁が懸念されます。森友・加計問題など公約どおり丁寧な説明責任と、国民が納得する国のための政治を強く願っているところでございます。また議長さんからもお話が</p>

ございましたけれども、自由民主党、与党が大勝しましたけれども長野県は逆に与党議員が減少しました。このことが今後、長野県そしてこの地方への影響が懸念されるところでございます。そして憲法改正や安全保障等荒波を日本丸がしっかりと航海できますよう、国民は期待するとともにしっかりと監視をしなければならないと考えているところでもあります。後ほど行政報告で申し上げますいくつかの課題につきましては、一つ一つ議員の皆さんと協議対応してまいりますので、本議会の中でご協議をお願いしたいと考えているところでもございます。さて第3回定例会の9月11日月曜日でございますけれども、本日出席の篠原伸男議員さんより私の進退につきまして現在の気持ちを聞かせていただければというお話がありました。突然でしたので私は任期中は職務に一生懸命専念するとともにできるだけ早い機会に出处進退の意思をはっきりするとお伝えを申し上げますとこのようにお答えをさせていただいたところでもございます。それ以来熟慮に熟慮を重ねた現在の心境をお話申し上げますので若干のお時間を頂戴したいとこのように思っております。8年前5つのキーワードを掲げ大勢の町民の皆さんに温かいご支援をいただきまして町長に当選させていただきました。そして4年前は無投票での再選を果たさせてもいただきました。この8年間公約の実現と不断に湧き上がる諸課題につきまして、町民を第一に議会議員の皆様方のお知恵とお力を頂戴し、その解決と実現に誠心誠意、全身全霊を注ぎ頑張っておりました。私の座右の銘であります「お天道様はすべてお見通しだ」を旨に私の性格としてこれまで当然のことですが、町長として陰日なたなく常に仕事を最優先とし、長期振興計画を基本に小海町に住んでみたい、住み続けたい、住んでいてよかったと思われる、また子育てしやすい町を目指して町民主役の町づくりに、公平・公正そして誠実をモットーに町政を推進してまいりました。この間平成26年の大雪以外は大きな災害もなく新生小学校の誕生、北牧楽集館のオープン、子育て支援、教育、産業振興と防災、高齢者対策、中部横断自動車道整備促進と町営グラウンドなどの関係事業、生活環境整備等々町民の求める事業を行ってまいりました。地方創生につきましては「まち・ひと・しごと」創生総合戦略では人口減少対策として移住定住促進などハード・ソフト両面から故郷小海町を守り抜くという強い意志と持続可能な町の構築を目指してまいりました。小海町発足以来先輩の皆様方が築き上げてきた小海町、町制施行60周年という大きな節目の年を迎えたこと、茨城県大洗町と山と海とで初めて友好都市協定の締結を実現できたこと、どの事業推進も関係する皆様方のご理解とご協力がなければ何一つとして実

現できなかつたと思っております。行政に携わる毎日を階段に例えるならば、階段が急でなかなか登れないこともありました。また踊り場のような状態も長く続いたこともありました。そして中部横断自動車道工事の発生土によるわみのやちの有効活用は、地域住民の強い期待がございましたにもかかわらず、一部の反対によって事業ができなかつたこともありました。このことにつきましては今尚残念でなりません。今思い返して見れば健全財政を推進しながら町民の皆様への付託にほぼ応えられたと総括しております。確かにすべての町民の皆様方が私の町政にご理解とご賛同をいただいたかどうかは分かりませんが、また当然厳しい意見も批判もたくさん頂戴しました。そして私の妻を筆頭に家族には心労を掛け、そして多くの同志の皆様にも目に見えないたくさんのご苦勞をお掛けした次第でございます。尚また副町長を筆頭に管理職そして職員には、私と同じ方向を目指し力強く支えていただき本当にありがとうございました。町民をはじめ国・県・近隣市町村多くの皆様方に対し、心より深く感謝を申し上げます。その私の実績はもちろん町民が評価をするものでございますけれども、皆様のご支援をいただき陰日ななく自分ではよく頑張ったなど、このように自分自身を評価しているところでございます。そして9月定例会よりもまず自分自身はどうあるべきか真剣に熟慮に熟慮を重ね、同時に家族そして同志の意見を聞いた次第でございます。私は昭和43年4月に高校を卒業と同時に町職員となり、来年の3月をもって満50年、半世紀町民や仲間を支えられて今日に至っております。今68歳ですが未だ第二の人生に突入に至っておりません。昔は10年ひと昔と言われましたが、今日の少子高齢化、情報時代、そして厳しく激しく移り変わる時代、いつまでも1人の人間が同じ職を続けるのは如何なものか。今日の速いスピードで動く時代こそ、その時代に相応しい考えの持ち主が長となり、新しいカーテンが開き新しい光が差し込み、新しい窓が開き新しい風が吹き込む。そして行政は継続と新たな町づくりへと繋がり町が発展していくと私は確信しております。首長たる者出處進退、引き際の大切さは理解をしているつもりでございます。しかし反面多くの皆様からこのような財政厳しい変革の時代だからこそ、これまでの経験を活かしよう1期4年町のため、また南佐久郡の中核となり頑張ってもらいたいというこのような強い要望をいただいたのも事実でございます。しかし家族、同志の皆様方に私の考えをしっかりとお伝え申し上げ、今期で引退し次の素晴らしい意欲のある人に町政を任せたいと固く決意をした次第でございます。議会議員の皆様をはじめすべての町民の皆さんに、これまでのご支援ご協力に改めて心から

感謝申し上げます。私は任期最後の3月定例会におきまして爽やかな気持ちでお礼の言葉を申し上げたいと考えております。どうぞ任期最後の3月25日までよろしく願いを申し上げます。長い時間を頂戴しましたけれども、以上が私の出处進退につきましての気持ちです。どうぞご理解の程よろしく願いを申し上げます。なお議員視察、研修等お疲れ様でございました。議会中にも松原湖スケート大会が開催されますし、新年早々成人式、また新年祝賀式、消防団の出初式と行事が盛り沢山でございますけれども、議員の皆様方にはよろしく願い申し上げます。

それでは続きまして、本定例会にご提案を申し上げました議案につきまして、議事日程番号順に総括的なご説明を申し上げます。議案第40号の佐久広域連合規約の一部を改正する規約につきましては、佐久広域連合が処理する事務を変更するため議会の議決を求めるものでございます。内容は、平成30年2月1日に老人ホーム勝間園の運営を社会福祉法人J A長野会に移管するに伴い、佐久広域連合が処理する事務のうち、養護老人ホーム、居宅介護支援事業所及び訪問介護支援事業所の設置及び管理に関する事務を廃止するものです。議案第41号の建設工事請負契約の変更につきましては、小海町観光交流拠点施設整備工事請負契約を変更するため、議会の議決を求めるものでございます。変更内容は、契約金額92,340,000円を5,270,400円減額し87,069,600円にし、工期を6月5日から12月7日までを、12月20日まで13日間延長とするものです。以上の40号、41号2つの議案につきましては、本日ご審議の上、可決決定をお願い申し上げます。報告第6号の平成29年度小海町一般会計補正予算第3号につきましては、歳入歳出予算とも6,456千円を増額し、総額を3,962,862千円に専決補正しましたので、ご報告し議会のご承認をお願いするものでございます。主な補正内容は、10月22日に行なわれた衆議院議員選挙関係費となります。次に議案第42号の議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院勧告及び特別職報酬等審議会の答申に伴い、期末手当の支給率を0.05月分引き上げるものでございます。次に議案第43号の特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、これまた人事院勧告及び特別職報酬等審議会の答申に伴い、町長、副町長、教育長の期末手当の支給率を0.05月分引き上げるものでございます。次に議案第44号の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院勧告に伴い、一般職の給料表及び勤勉手当等を改正するものでございます。給料表は平成29年4月に遡って平

	<p>均 0.15%引き上げ、勤勉手当を 0.1 月分引き上げるものでございます。次に議案第 45 号の小海町営路線バス設置条例の一部を改正する条例につきましては、手回り品の荷物運賃を削除するものでございます。11 月 6 日開催された小海町営路線バス等運営審議会で審議、了承されております。次に議案第 46 号の小海町自然保護条例の一部を改正する条例につきましては、太陽光発電設備を設置しようとする場合、町長への届出を義務づけるものです。11 月 22 日開催された小海町自然保護審議会で審議、了承されたものでございます。議案第 47 号の平成 29 年度小海町一般会計補正予算(第 4 号)につきましては、歳入歳出の総額から 7,867 千円を減額し、総額で 3,954,995 千円とするものでございます。歳入の主な要因につきましては、普通交付税で 13,225 千円増額、基金繰入金で 22,000 千円減額、過疎対策事業債 15,000 千円減額など見込みました。歳出の主な要因につきましては、生活環境衛生費では、バス購入費精算、不燃ごみ処理委託料精算見込などにより 12,168 千円の減額、農業費では、八那池原畑かん減圧工事の新規増などにより 10,476 千円の増額、商工費では、小海駅前公衆トイレ設置工事及び松原町営駐車場舗装工事の皆減などにより、25,385 千円の減額、道路橋梁費では本村、島沢橋修繕設計委託料の増などにより 9,900 千円の増額、また、全体として給与、報酬改正関係費で 3,244 千円を増額計上いたしました。議案第 48 号の平成 29 年度小海町介護保険事業特別会計補正予算(第 2 号)につきましては、歳入歳出の総額に 13,148 千円を追加し、総額を 675,068 千円とするものでございます。主な要因は、過年度分介護給付費国県負担金返還金によるもので、財源として支払準備基金繰入金を見込んでいます。議案第 49 号の平成 29 年度小海町水道事業会計補正予算(第 1 号)につきましては、収益的収入では、水道料金 1,525 千円増額を見込み、収益的支出では、給料等で 2,344 千円増額をするものでございます。以上、本定例会に提案いたしました議案についてその概要説明を申し上げます。よろしくご審議を賜り、可決決定をお願い申し上げます。ありがとうございました。</p>
<p><b><u>日程第 4 諸般の報告</u></b></p>	
<p>議 長</p>	<p>日程第 4、「諸般の報告」を行います。 議長としての報告事項は、議事日程つづりの 4 ページに申し上げますので、ご確認の程をお願いいたします。その他、報告事項のある方はお願いします。</p>

議 長	以上で「諸般の報告」を終わります。
<b>日程第5 行政報告</b>	
議 長	日程第5、「行政報告」を行います。 町長から行政報告をお願いします。町長、新井寿一君。
町 長	<p>議事日程綴の6ページから9ページに記載させていただいておりますが、ちょっと多いですけれども8点行政報告をさせていただきます。まず1点目でございますが、9月定例会で報告いたしました仮称美ノ輪荘の正式名称が「こうみの里」と佐久広域連合において決定いたしました。建設工事は来年4月開所に向けほぼ計画どおりに進んでおり、18日には上棟式を予定しているところでございます。また進入路、新田小海原線の改良工事につきましては、すでに入札を終え工事に今後着手してまいります。次に2点目として中部横断自動車道の整備促進についてでございます。10月30日は中部横断自動車道建設促進期成同盟会の総会が東京で開催されました。また11月10日には長野県道路整備期成同盟会の中央要望、そして11月15日には山梨県でルート日本海太平洋シンポジウムが開催されました。そして11月17日には長野県中部横断自動車道整備促進期成同盟会の中央要望が行われたところでございます。それぞれ関係する県、県議会議員、市町村、市町村議会議員、女性みちの会、また経済界の皆さんと共に国土交通省、財務省、県出身国会議員に対して要望をしてまいりました。特に11月17日には議員連盟として有坂議長さん、新津、小池両総務産業常任委員正副委員長さんにもご足労をいただいたところでございます。現在八千穂高原インターまでの今年度中の開通を目指して精力的に工事を行っており、清水、双葉間についても30年度中の開通を目指して工事が進められているところでございます。そして何よりも八千穂高原インターから仮称長坂ジャンクションまでの34kmの整備計画への格上げと、小海町、南牧村の3キロ幅を1キロ幅とし、1日も早く本格的な環境影響評価の調査を開始していただきたいと強くお願いをしてまいりました。正念場であり来年度の予算化に向けて前進しているとの感触を受けましたけれども、今後も関係市町村で強く地域の声を届けていかなければと、強く感じたところでございます。3点目として女性議会が10月11日に行われました。8名の女性議員さんによる一般質問が行われ多くの意見要望が出されました。詳しくは広報こうみ第147号にその概要を掲載させていただいておりますのでご覧をいただければと思います。また議事録につきましてはホームページで公開して</p>



おりますので、女性ならではの視点もあり活発な意見交換をさせていただきましたのでご覧をいただければありがたいとこのように思います。4 点目といたしまして10月3日長野八ヶ岳農協の高見澤専務さんをはじめ4名の方が来庁し、あおぞらの移転新築の話がございました。現在役場、そして病院等の職員駐車場として利用している場所へ移転するというところであります。土地の取得、転用は終わっており平成31年1月オープン予定とのことでございます。工事期間中の職員の駐車場の確保、庁舎敷地についても今後農協さんとしっかり協議を重ねていく予定でございます。5 点目といたしまして観光交流拠点センター指定管理者の募集につきましては、商工観光業振興審議会で募集要項、仕様書等についてご審議をいただき公募を開始したところでございます。また奨学金返済支援補助事業につきましても交付要綱案を作成したところですので、この2件につきましては全員協議会でご説明を申し上げますのでよろしくご審議をお願いしたいと思っております。次に6 点目として9月2日に始まりました新海誠展が10月29日に終了いたしました。10,846人の入場者があり目標としておりました入場者10,000人を超えることができました。1日平均約187人のお客さんが来られ多くの皆さんに小海町を知っていただけたと思っております。また信州デスティネーションキャンペーンと併せて町の経済効果と活性化をもたらし、今後もこの企画の効果が期待されるところでございます。またバスのラッピングにつきましても新聞報道され皆さんにご心配とご迷惑をお掛けしてしまいました。大変申し訳ございませんでした。町ではすべて合意済みであると思込んでいたことが原因でございます。東宝さんとも作品の使用に対する契約を締結し、近々運行を開始する予定でございます。尚、今後の契約は1年更新でお願いしたい旨が東宝さんから示されております。また視察等町外用のバスのラッピングにつきましても現在進めているところでございます。またもう一つ東京の国立新美術館でも今月の18日まで新海誠展が開催されております。私も先月29日全国町村長大会の合間に行ってまいりましたが、本当に大勢の観覧者で大盛況でございました。監督出身の地小海町を多くの皆さんに知っていただき、小海町に多くの皆さんが訪れていただけるだろうと本当に強く感じましたし、期待もしてまいりました。尚、現在美術館では今月24日まで今年最後の企画展「弦田英太郎展」が開催されております。弦田英太郎氏の長男英明氏から平成11年に3点、今回展示の作品14点を寄贈していただきました。オープニングの11月11日に英明氏ご夫妻にオープニングセレモニーにご列席いただき感謝状の贈呈を行ったところです。多くの皆さんに素晴らしい作品をご

	<p>覧いただきたいと思います。7点目でございますが、フィンランドビリッジにつきましては相手側弁護士が特別清算の申し立てを東京地方裁判所に提出をして受理されたと、高橋法律事務所から連絡をいただきましたが、まだ裁判所からは町に何の通知も来ておりません。また進展がありましたらご報告を申し上げます。最後の8点目でございますけれども、八那池の方から出された農業集落排水事業の清算金開示等請求事件に係る調停申し立てにつきましては、10月16日に第2回目の調停が行なわれました。町としては八那池地区への返還金はお伝えしましたが、各個人の使用料金については個人情報保護によりお示しできないとその旨をお伝えいたしました。相手側は「基金がどのように形成されたか分らない、個人の使用料については自分の分だけでも出してほしい」と主張をされました。第3回目を12月25日に行う予定でございます。以上8点ご報告させていただきます。以上です。</p>
議 長	<p>以上で町長の報告を終わります。 他に、行政報告がありましたらお願い致します。</p>
	<p>総務課長 【佐久広域連合議会第3回定例会の報告】 【小海町長期振興計画審議会の報告】 【小海町空家等対策協議会の報告】 【特別職報酬等審議会の報告】 町民課長 【南佐久環境衛生組合議会の報告】 【小海町営路線バス等運営審議会の報告】 【小海町介護保険懇話会の報告】</p>
議 長	<p>ここで11時20分まで休憩といたします。  <span style="float: right;">(ときに10時58分)</span></p>
議 長	<p>休憩前に引続き会議を開きます。行政報告についてを再開いたします。報告をお願いいたします。</p>
	<p>産業建設課長 【小海町商工観光業振興審議会の報告】 【小海町自然保護審議会の報告】 【野菜、花卉の販売状況についての報告】 生涯学習課長 【小海町高原美術館協議会の報告】</p>
議 長	<p>以上で「行政報告」を終わります。 本日、会議事件説明のため出席を求めた者は、町長・副町長・教育長・代表監査委員・会計管理者・各課長・所長・専門幹であります。</p>

<u>○ 議案の上程</u>	
議 長	これより議案の上程をいたしますが、本日は議事日程のとおり、議案第40号、41号につきましては上程から採決まで、報告第6号から議案第49号、陳情第8号につきましては上程から付託までといたします。それでは、順次議案を上程いたします。
<u>日程第6「議案第40号」</u>	
議 長	日程第6、議案第40号 「佐久広域連合規約の一部を改正する規約について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
(総務課長説明)	
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いいたします。
10番議員	現在臼田の方で非常に工事が進んでいて、2月1日までにできるのかどうかという感じはよく分かりませんが、ここで単純に聞きたいのは何故2月1日からなのかという点だけ伺っておきたいと思います。
町民課長	特別養護老人ホームに係ることなので私の方からお答え致しますが、まず補助金を受けるのに当って新築よりも改築の方が率がいいということがございます。移管先である長野会と佐久広域の中で協議をして、まだ佐久広域が運営している間に長野会へ移管したいということでございます。中途半端ではございますが2月1日で既存の施設で運営している間に長野会へ移すと、その後2月3月の間で勝間園も美ノ輪荘も完成させ、今新築しているのも長野会が建築しておりますので、新しい建物に移行するという流れでございましてよろしくお願いたします。
議 長	これで質疑を終わります。これから討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。 これから議案第40号を採決します。 本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。 したがって議案第40号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。
<b><u>日程第7「議案第41号」</u></b>	
議 長	日程第7、議案第41号 「建設工事請負契約の変更について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
(産業建設課長説明)	
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いいたします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。これから討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。 これから議案第41号を採決します。 本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	したがって議案第41号は、原案のとおり可決する事に決定いたしました。
<b><u>日程第8「報告第6号」</u></b>	
議 長	日程第8、報告第6号 「平成29年度小海町一般会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。

(副町長説明)	
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。歳入歳出とも補正予算書で、ページごとに行います。質疑のある方は挙手をお願いします。
議 長	<p><b>【歳入】</b> 6 ページ</p> <p style="padding-left: 40px;">10 款 地方交付税 15 款 県支出金</p> <p><b>【歳出】</b> 7 ページ</p> <p style="padding-left: 40px;">1 款 議会費 2 款 総務費            4 項 選挙費</p> <p>8 ページ</p> <p style="padding-left: 40px;">5 款 農林水産費 1 項 農業費</p>
10 番議員	小海原のその件ですが、全協でいろいろ説明してもらった経過あるんですけれども、試掘してどうだったかとそれから今後どうするのかという部分の話を是非お願いしたいですけれども。
産業建設課 長	ただ今副町長ご説明いたしました小池組さんの旧事務所の下の畑の部分ですけれども試掘しました。深さは深いところで 3m から 4m くらいの所に入っていた訳ですけれども、そちらにつきましては発電会社から個人の方に所有権が移ったということでそちらの方のお宅に行きまして土地の賃貸借ということでご理解を得たところがございます。それにもとづきまして契約を結んだということでございます。ちょっと幾らだという使用料につきましては、今ちょっと手元に数字がございませんが高いいものではないと、数千円の単位だったというふうに記憶しております。以上です。
副 町 長	今の事務所に下の沓打場という所は、今産業建設課長が申し上げたとおりでございます。京都の方と既に契約をさせていただきまして今回の補正 4 号で計上させていただいております。畑かんの関係が 13.1m の 120 円、それから事務所の下水道管がやはり入っておりましてそれが 33.6m の 63 円ということで契約をさせていただきました。この金額につきましては町の普通財産貸付料徴収規定というのがありまして、町が貸し付ける場合この金額で貸し付けるといった金額で提案をさせていただきましたら、「それで結構ですよ」とおっしゃっていただきましたのでそれで契約をさせていただいたということでございます。またもう一筆字かわさ「かわっさ」と言ってますけど、そちらの所につきましてはまだ会

	<p>社がもっておりまして個人に転売するという予定になっておりますけれど、そちらの方につきましてはまだ今現在融資の審査を受けている段階であるというところで、まだそちらの方につきましては交渉に至っておりません。なかなか日当たりのいいところではないといったこともございまして、難しい部分があるのではないかなど、個人の方が買うというのものなかなか厳しい部分があるのではないかなどということもありまして、もし誰も購入される方がいないとするならば太陽光設備をする前に町にご相談をいただけないかという話はさせていただきます。また議会の皆さんとご相談申し上げて、町としてもその土地を適正な価格であれば購入してもいいよという話はさせていただいているというのが現状でございます。以上です。</p>
議 長	<p>これで質疑を終わります。 ここで午後 1 時まで休憩といたします。  (ときに 11 時 55 分)</p>
議 長	<p>休憩前に引続き会議を開きます。 議事日程に入ります前に、先程 12 時 30 分から議会運営委員会及び各常任委員長の合同会議を開催しましたので、その結果を議会運営委員長から報告願います。議会運営委員長、篠原義従君。</p>
議会運営 委員長	<p>ご報告いたします。議会運営委員及び各常任委員長による合同会議の結果、各常任委員会の審査日程が決定しましたのでご報告いたします。 12 月 13 日(水) 午前 10 時より予算決算常任委員会歳入全般、総務産業関係の審議を行い、終了後総務産業常任委員会、視察ありです。12 月 15 日(金) 午前 10 時予算決算常任委員会 民生文教関係の審議を行い、終了後民生文教常任委員会、視察ありです。また、午前中も申し上げましたとおり、現地視察及び全員協議会につきましては、12 月 11 日合同で行ないます。 以上で報告を終わります。</p>
<p><b><u>日程第 9 「議案第 4 2 号」</u></b></p>	
議 長	<p>日程第 9、議案第 4 2 号 「議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。</p>
<p>(事務局長朗読)</p>	
議 長	<p>朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。</p>

(総務課長説明)	
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。
10 番議員	詳しくはまた委員会の方でということですが、大まかなところで結構ですが、基本的に本案と 43 号それから 44 号が人勸からきているという提案でありますけれど、人勸でここら辺の上げる部分の話がどのようにされたかという点、ちょっと説明してもらえればと思うんですけども。
総務課長	平成 29 年の人事院勧告で国家公務員と一般企業とを比較してどういう状況かというのを見て勧告をする訳なんですけれども、まず国家公務員ですね、特別職でなくていわゆる一般の国家公務員のものが民間と違うということで、これにつきましてはまた後でも出てきますけれども月例給ですね、ベースアップとよく言われるものなんですけれども、民間との給与の格差が 0.15%民間の方が高いということの中で、0.15%国家公務員のベースアップをしましょうということです。これは新任の人は月 1,000 円ぐらい上がるし、1,000 円から 400 円の間全員が 400 円以上は上がるものなんですけれども、そういう給料表がまた後で出てきますがそういった引き上げという勧告がまず出ております。職員ですが国家公務員ですがボーナスについては 0.1 月分を民間と比べた場合上げますという勧告というのが主なものでございます。それに基づきまして特別職の国家公務員ですね、内閣総理大臣を含め特別職の方々には国の方は人事院勧告にもとづきまして法案として今出ていますが、そういう中でいわゆる月例給、普通の給料とか報酬ですね、その改訂はしないと。特別給、ボーナスですね、期末手当については 0.05 月引き上げますという人勸の内容になります。以上です。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。
<b>日程第 10 議案第 43 号</b>	
議 長	日程第 10、議案第 43 号 「特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	

議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
(総務課長説明)	
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。
<b><u>日程第 1 1 議案第 4 4 号</u></b>	
議 長	日程第 1 1、議案第 4 4 号 「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を 議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
(総務課長説明)	
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。
<b><u>日程第 1 2 議案第 4 5 号</u></b>	
議 長	日程第 1 2、議案第 4 5 号 「小海町営路線バス設置条例の一部を改正する条例について」を議題と いたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
(町民課長説明)	
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)	



議 長	これで質疑を終わります。
<b>日程第 1 3 議案第 4 6 号</b>	
議 長	日程第 1 3、議案第 4 6 号 「小海町自然保護条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
(産業建設課長説明)	
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。
9 番議員	ただ今の説明では開発行為の中に含めるということですが、この中では屋根とかそういうところにも関係があるのか、その辺何も書かれていないのですがその辺どのように考えているのでしょうか。
産業建設課 長	屋根の上に設置されることについては特に規制を設けるものでないということでご理解いただきたいと思います。
10 番議員	開発行為の中での新たな位置付けという説明でありますけれども、自然保護条例全体を私は掴んでいませんので伺いたいのは、ご近所の同意だとかそういった部分はどうなるのかという点と、50kW という規模はちょっと想像がつかないんですが、何故 50kW か、500 m <sup>2</sup> かというふうに決めたのかというその根拠をお願いしたいんですけれど。
産業建設課 長	届出を要する行為の基準ということでまず規則の第 6 条にあります、「太陽光発電設備の設置を行うにあたっては次の各号に掲げる関係住民に対して説明会を実施し同意を得るものとし、説明会等の実施報告書を事前に提出しなければならない」ということで関係者というものにつきましては周辺地域、開発地域周辺の地域で生活環境の保全に配慮を有する範囲というものを規定しております。それから周辺地域において農業、林業または漁業を営む者と、それから開発行為に関し生活環境の保全上利害関係を有する者、それから地元区長というものです。これは許可制ではないのであくまでも届出ということです。ここで説明会を実施した報告書に必要事項を記載して事前に提出していただくものですので、ここである程度同意が得られたとかどなたの反対があるといったものが把握できると思います。それから同意が得られない場合には町長と

	<p>協議をなささいと言うものであります。町長が協議をされて判断できないものにつきましては自然保護の審議会と審議をしながら進めていきたいというものになるものでございます。50kWと言いますと自家発電用の境になろうかと思えます。また500㎡というものにつきましては、近隣市町村で佐久穂が500㎡でありますのでそちらに倣ったというものでございます。小諸市でも太陽光発電の面積が500㎡というものがありましたのでそちらに倣ったというものでございます。500㎡というものは、これが10kW設置するのに85㎡から100㎡くらいかかると言われています。50kWですと100㎡の5倍、500㎡というような理解のもとに規定しております。以上です。</p>
10番議員	<p>今の説明を聞きますと同意とかそういった部分では地元の説明会を求めているということで理解しましたけれども、小海では皆さんご存知のとおり東馬流でかなり何ヶ所も何ヶ所も作られているんですが、実際にあそこを測ったからどうだという話にはならないと思えますが、この50kWあるいは500㎡の対象になるようなそういう施設は思い当たる話で現時点で結構ですのでそこら辺をちょっと聞かせていただきたいのですが。</p>
産業建設課長	<p>太陽光発電設備ということで現段階でこちらで把握しているものにつきましては、キロワットというものがなくて面積で把握している訳ですけども、例えば稲子でいきますと664㎡、それから土村南町という箇所があるのでですけどもそれが約690㎡、それから溝の原で1,725㎡というもので、ほとんどのものが500㎡を上回っている規模のものでございます。出力はというと出力はいくつかというのはこちらではまだ把握してございません。以上です。</p>
10番議員	<p>先程の東馬流の方では結構田んぼなんかで作られている方が増えているんですが、対象になるかならないかという判断は現時点でできませんでしょうか。</p>
産業建設課長	<p>今東馬流の方でいくつか太陽光パネルを設置されているということでございますが、現在こちらにそういったものの届出等がきておりませんので、そういった規模かというものについては把握していないということでございますが、東馬流の御世屋敷という所でこちらで把握している集計表を見ますと、785㎡ですとか1,200㎡とかという面積はこちらでは把握しておりますけれども、現在やられているものについては届出がなされていないのではっきりは分からないということでございます。</p>
2番議員	<p>先程の説明で農業委員会で規制許可の要請が出ているという話を聞きましたけれども、その理由はどのようなものなのか、そして対象用地が</p>

	<p>農転との関係はそのように整理されているのか、それからもう一つ県条例に準じてということですが、私が耳にしている県条例の抜け穴的な使われ方として、例えば 500 m<sup>2</sup>を 50kW 作る以上の場合には小割にして 499 m<sup>2</sup>を 2ヶ所を作って申請人を別段に名前を使ってとかという事実上の抜け道がいくつかあるという話を聞いておりました、その辺がきっちりこの条例で担保できるのかどうかその2点をお聞かせいただきたいと思います。</p>
産業建設課長	<p>質問に前後してしまうか分かりませんが、499 m<sup>2</sup>で抜け道といったものについては、私が現在思っているところではそういったことはないのではないかと考えております。そういったことも発生するようなことがあった場合につきましては、また審議会等で協議しながら指導とか規制、また規則を整備していくということになるかと思えます。現在農地転用に際しましては、隣地との土地所有者というものは同意がいらないというものもあります。説明のみであればトラブルがあったりとかするんですが、規制することができないというようなことになっております。県の許可であると、農地につきましては県の許可であるということで、県が許可されたものについては地元の農業委員会が意見を付すことができないと。そういった場合には町の条例、規則を整備することが必要であるというご指導を頂いておりますので、今回こういう条例改正をお願いするというものでございます。</p>
2番議員	<p>今のお話ですとまず面積 500 m<sup>2</sup>以上はという話を 499 m<sup>2</sup>でやったらという話で今まではないと。だけど出てきたら規制するといった話では事後の対策であって、これ事前であればそうったことができないような仕組みを取り入れるべきではないかなあと言うのが私の指摘の一端でございます。それからもう一つは県の条例が OK していれば市町村がそれを阻むことはできない、あるいはそれをどういうふうに判断するかそこにこそ市町村の自然保護条例なり農業振興策なりの個性が反映されるべきで、他がどうであっても小海はこうするんだという方針が必要ではないのかと言いつうに考えますがいかがでございましょうか。</p>
町長	<p>この問題につきましては 3.11 から自然エネルギーへ再生可能エネルギーに大きく転換を図ってきた。ところがその最たるものが太陽光であり、特に小海町には環境保全上一部の皆さんが好ましくないというご意見が出てきて、その一番の原点に出てきたのが松原湖の長湖畔に太陽光の施設を設置したこと。ところが農業委員会としては5条申請をした場合については近隣の同意というものはいらない、それそのものについて町の農業員会にはそういった権限を持たせていただいていない、</p>

それは県で許認可を出すものであるから県が OK だと言えば許可が下りてしまう、結果的にはああいった太陽光ができましたよと。ですから今度はどうしようと言いますとそういったものを自然保護とかそういったものによって町独自で規制をしてもらいたい。これが農業委員会からのご要望でございます。それに対しまして自然保護審議会を開催させていただいてその中でご議論を頂戴しました。その方法として他の市町村の動向というものを鑑みながら面積的には 500 m<sup>2</sup>以上、そして 50kW というものを一つの目安とさせていただいた。それは何故そういった目安にしたかと言いますと、それを超えると一定の資格のある技術者を指定をしなければいけないということで、それをしないでほとんどの皆さんがその範囲内で太陽光の施設を設置しているというのが現状であるということ把握ができたこと、ただし 50kW と言っても実際には 700 m<sup>2</sup>とか 1,200 m<sup>2</sup>とか結局は太陽光を設置する場合については効率よくその範囲内で目一杯発電ができるような施設をほとんどの皆さんが設置している。ですから 20 や 30 の小さなものを作るよりはその許可範囲の目一杯のものを設置をしているということは、今までの申請の実績を見たときにほとんどのものが 500 m<sup>2</sup>を超えている、ですから 500 m<sup>2</sup>以下というのは例えば屋根に設置するとか、あるいはそういった場合については当然それよりも面積が小さい訳ですけれども、農地等あるいは原野等に設置する場合については、ほとんどが 500 m<sup>2</sup>を超えている、逆に言えばそれ以下で設置しても設置する効果というものが非常に薄いんではなからかと判断したということでもあります。合わせて近隣の皆さんの同意が得られない場合については区長さんの同意をいただき、尚且つまだ区長さんからの同意が得られない場合には、先ほど課長から答弁させていただきましたように、もう一度自然保護審議会へ戻してそこでこれが適正かどうかということを議論をしながら許認可について一定の制約を加えていきたいというのが今回の条例改正です。特にその面積等につきましては条例の中ではなくて、規則の中にその項目についてはうたわれるということでございますので、これだけの規制をすることによって近隣の市町村の動向とかそういったものを見たときに十分かどうかということは別ですけれども、それによって規制ができるだろうとこういった判断をしたということでございます。当然これを実施した上で、もしまた新たな支障が出てくるということになれば、もう一度条例改正あるいは規則の改正というものが必要であれば、その時点で再度そういった規制を加えるということでございますけれども、現段階においては既に制約を加えている市町村からのそういったできないというような事例

	<p>は聞いていないということで、自然保護審議会の中でこのような判断をしていただいたとうこととでございます。今渡辺議員さんがおっしゃったように、これをやることによってすべてが規制できればいい訳ですけども、問題がよもや発生するかもしれませんけれども、その時には改めて自然保護審議会を開いていただきまして諮問をし、そしてまた答申をいただきながらまた新しいものに改正を加えていくと、こういったかたちが望ましいと判断させていただいたとうこととでございます。以上でございます。</p>
2 番議員	<p>数字の根拠は特にそのソーラー事業の事業化を成り立たせるための最低ラインを設定しておくことによって事業採算が合わないから大きなものは作らない、作らせないという趣旨かと思うんですが、事業者にとっては事業採算は必要な観点でございます、したがってさっき私が申し上げましたように 499 m<sup>2</sup>を 2 ヶ所設定して規制をクリアしながら 1,000 m<sup>2</sup>近くのもの、あるいは 500kW でなくて 1,000kW のものを作っていくというのが世の多くの自治体でみられる懸念材料なんです。この抜け道をどういうふうに防ぐための担保があるんですかというのが 1 点私の質問ですね。もう一つは今長湖湖畔の規制が出ましたけれども、長湖を含め松原湖地区はどちらかと言うと観光のエリアでございます、自然保護というよりも景観上の問題の方が大きな視点ではないかと、農業委員会からは不当に適正な農地がソーラーの方に転用されることによって農業振興策が阻害されるんじゃないかと、そういった観点から規制が、基準が導かれるべきであって、もう一度言いますよ、長湖周辺は観光資源としてあそこを生かそうという視点があるがゆえにソーラーは如何なものかということ的前提に面積を考えるべき、それから農業地域については農業振興策の面から、小海町ではソーラーをこのくらいに最低限抑えようという視点から規制地をつくるべきなの本来ではないかというふうに私は考えておるのですが、いかがでしょうか。</p>
町 長	<p>確かに自然保護の問題と併せて農地の問題、そしてまた観光地にソーラーパネルが並ぶ、景観上好ましくない。確かに渡辺議員さんおっしゃったとおりでございます。ただ今面積で規制することによって、あるいはワット数で規制することによって、例えば同じ何千m<sup>2</sup>という土地を取得してそこに一つは会社名、もう一方は個人名あるいは社員の名前で開発する、設置するよということは有り得ることだと思います。そうであるならば当然小海原に設置したように、大規模的に一つの会社として設置をする、その場合について私ども町でこの条例に基づいて当然規制を加えていくということですので、今おっしゃったように現段階においては</p>

	<p>景観上の問題、あるいは自然保護の問題、あるいは農地を守るこういった観点からのものを全てまとめて、第1回目につきましてはこのようなかたちで条例を設定させていただいたということをございますので、今後、もし現実的にそういったことが起きてきた場合については、再度こういった規制が必要なのかということについては是非ともその時点でご検討いただきたいと思います。ただ一つだけ言えることは、この規制によって各市町村十分機能を果たしているところのようにお聞きしておりますので、第一段階としてはこのかたちで事業を推進させていただきたいと思ひます。また常任委員会の中でご審議を頂戴しますので、それまでにこれによってトラブルが発生したところがあるかどうかそういったことについては調査をし、そしてまた報告をさせていただきたいと思ひます。ただ全体とはいきませんので佐久管内の近隣の市町村について電話等でお聞きをして、この条例によって支障をきたしているような事例があるとすれば、常任委員会の中でご報告させていただきたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。</p>
5 番議員	<p>ちょっと確認の方をしたいと思ひますけれども、これについては地目変更ということは山であろうと畑であろうと田んぼであろうとあまり関係がないということですか。その辺はどうでしょう。再度確認で。</p>
産業建設課長	<p>地目変更というものは必要ではないということをございます。扱いとすれば雑種地になるというものでございます。以上です。</p>
議長	<p>これで質疑を終わります。 それではここで2時15分まで休憩といたします。  (ときに13時56分)</p>
議長	<p>休憩前に引続き会議を開きます。 ここで産業建設課長から発言を求められておりますのでこれを許します。井出産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>発言の機会を与えていただきありがとうございます。先ほどの小池議員の質問に対しまして補足説明をさせていただきます。農地の転用につきましては県知事の許可が必要であるということです。町の農業委員会で協議しまして町の農業員会として意見書を付けて県に送るということになっておりますので、その辺のところを補足説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。以上です。</p>
<p><u>日程第14 議案第47号</u></p>	

議 長	日程第14、議案第47号 「平成29年度小海町一般会計補正予算（第4号）について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
	(副町長説明)
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 歳入歳出とも補正予算書で、ページごとに行います。質疑のある方は挙手をお願いします。
議 長	【歳入】 8ページ 1 款 町税 3 項 軽自動車税 1 0 款 地方交付税 1 2 款 分担金及び負担金
2 番議員	民生費負担金のところで1名減となっております、私の所にあるお母さんから出産直後に保育所で3ヶ月預かっていただいて大変助かったという話が来まして、そのことを確認しながら子育て支援課の方にお問い合わせしましたら、0歳児の方の面倒を見る体制がかつかつであると、それ以上だと多少余裕があるけれども0歳児は規定要員に対して職員が1人しかいなくて全く余裕がないという話を受けたので、早速補充の体制を取ったらどうかということを申し上げましたがその後どうなったかをお聞かせ下さい。
子 育 て 支 援 課 長	歳入の関係で広域受託料の減額をさせていただきました。当初は3名広域受託の予定でしたが1名佐久市の方からお願いをされていた方が別の保育園に入ることができましたので、この時期になりましたけれども今後広域受託の需要がないとみて、今回減額をさせていただきました。ただ今のご質問のありました職員については随時代替職員を確保するように努力しているところであります。以上です。
議 長	委員会等でやっていただいて本議会ではこの歳入歳出に沿って質問をお願いします。
議 長	9ページ 1 4 款 国庫支出金 2 項 国庫補助金

	15 款 県支出金	2 項 県補助金
10 ページ		
	17 款 寄付金	
	18 款 繰入金	
	20 款 諸収入	3 項 受託事業収入
11 ページ		
	20 款 諸収入	4 項 雑入
	21 款 町債	
	<b>【歳出】</b>	
12 ページ		
	1 款 議会費	
	2 款 総務費	1 項 総務管理費
13 ページ		
	2 款 総務費	1 項 総務管理費続き
14 ページ		
	2 款 総務費	1 項 総務管理費続き
		2 項 徴税費
		3 項 戸籍住民登録費
15 ページ		
		3 項 戸籍住民登録費続き
	3 款 民生費	1 項 社会福祉費
16 ページ		
	3 款 民生費	1 項 社会福祉費続き
		2 項 児童福祉費
17 ページ		
		2 項 児童福祉費続き
	4 款 衛生費	1 項 保健衛生費
18 ページ		
	4 款 衛生費	1 項 保健衛生費続き
		2 項 生活環境衛生費
19 ページ		
	4 款 衛生費	2 項 生活環境衛生費続き
	5 款 農林水産費	1 項 農業費
12 番議員	20 ページの農地費のところに 15 節八那池原畑かん減圧工事、先ほど説明がありましたが、この畑かんというのは松原のつつこし原から八那池	



	<p>原、釜掛原へ行っているその畑かん施設、組合で運営しておりますけれど、そのことかどうかということと、それから 29 年度の当初予算におきまして同じ項目の中に八那池畑かん減圧工事拠出金ということで5年間に渡って6,000千円の30%、5年間に渡って負担するというのでその1年分360千円載っておるんですけど、負担金の中では10%負担で600千円載っているんですけど、この当初予算の八那池畑かん減圧工事と今回補正で出されてきたこれとどのような関連があるのか、どのように解釈したらいいのかお聞きしたいと思います。</p>
議長	<p>どうですか。では、この件については調べてから返答お願いいたします。</p>
議長	<p>20ページ  5款 農林水産費 1項 農業費続き  21ページ  5款 農林水産費 1項 農業費続き  2項 林業費</p>
7番議員	<p>5款農林水産費2項林業費の3目林道費の中の佐久森林林業振興会とはどういう組織でありまして、先ほどの説明では1.58%の負担ということではありますが、負担金も極端な話10倍ぐらい増えておりますが当初の時と見積が県の補助がついた、県事業がついたからこれだけ増えたのかどうなのかご説明をお願いします。</p>
産業建設課長	<p>佐久森林林業振興会というのですが、現在治山工事ということで本間上の岩を崩している高いところにブルドーザーがのっかってやっている現場の所と、それから治山工事で二タ小池もやっている訳ですが、この工事が増額になるということで、それに付随しまして負担金1.58%で増額1,100千円お支払するというものでございます。</p>
7番議員	<p>事業の内容はそういうことのようにありますが、佐久森林林業振興会これはどういう団体であるか、それから今回の場合には当初150千円であったものが1,250千円の負担金で1.58%になると当初の見積とかなり違った金額で、今度は65,000千円相当の仕事と聞いておりますが、このずれはどういうことかということ。</p>
産業建設課長	<p>佐久森林林業振興会というものでございますが、代表者ということで北相木村の井出村長が代表者となっております。佐久地域の市町村、森林組合で組織され地域の森林の保全、経営基盤整備事業を推進しているという団体でございます。それから先ほどの事業費の増でございますが、通常の負担金と合わせまして事業割の負担金があるということでございまして、事業費、工事費が掛かったということで事業割の負担金でございます。以上です。</p>

議 長	<p>22 ページ</p> <p>6 款 商工費</p> <p>23 ページ</p> <p>6 款 商工費続き</p> <p>7 款 土木費 1 項 土木管理費</p>
2 番議員	<p>観光費のところを憩うまち事業プロモーションビデオガイドブック作成委託料というのがありまして3,000千円の金額が上乘せされておりますが、具体的にはどういったビデオをどんなような中身で作ってどんな成果を期待しているのか事前にご開示いただければと思います。</p>
産業建設課 長	<p>憩うまち形成事業委託料3,000千円でございますけれども、先ほど副町長がご説明いたしました、地域おこし協力隊の企業版ということで行う事業でございます。ある企業に委託しましてプロモーションビデオの作製と2月3月分の地域おこし企業人に支払う賃金というものでございます。事業といたしましては、地方創生推進交付金を活用しまして、本事業は行政と民間事業者が連携して取り組むことにより、個々の利益が増加しその結果地域の活性化に繋がりたいという考えに基づいて展開しております。そういった事業でございます。以上です。</p>
町 長	<p>今渡辺議員さんからご質問がありましたプロモーションビデオにつきましては、ガイドブックの作成委託料ということでどういったものを作るのか、その内容はどうか、そしてどんな効果を期待しているのかということにつきましては大変申し訳ありませんが委員会の中でご答弁をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>24 ページ</p> <p>1 項 土木管理費続き</p> <p>2 項 道路橋梁費</p>
5 番議員	<p>この中で13節の委託料をもって支障木伐採ということで15,000千円ということですが、だいたいどの程度というかどの場所かということが分ったら教えてもらいたいのですが。</p>
産業建設課 長	<p>今のところ宿渡と川久保・八那池線ということで小海高校の通学路付近ということをご予定しております。後は今後予想される地区要望に対応してということで3,000千円をお願いしているものでございます。以上です。</p>
5 番議員	<p>いずれにしろ18,000千円というお金は金額がちょっと大きいもので精査を充分やっていただきたいと思いますのでよろしくお願い致します。</p>
産業建設	<p>当初予算で15,000千円をお願いしておりまして追加で3,000千円とい</p>

課 長	うことでございます。15,000千円につきましては松原八峰の湯から上の部分を伐採したということで、もうそこは済んでいるということでございますのでその辺のご理解をよろしくお願いいたします。
議 長	24ページ 25ページ 3項 都市計画費 3項 都市計画費続き 8款 消防費 9款 教育費 1項 教育総務費
10番議員	事務局費の中の委託料ですけれども、500千円通学路防犯カメラ設置計画調査ということでありますけれども、誰がどのような設置計画を調査するのかという点を伺いたいと思います。
教 育 長	通学路の委託料500千円の件でございますが、これに関しましては、先の6月定例会で篠原伸男議員さんから、9月定例会におきまして鷹野弥洲年議員さんからそれぞれ通学路の防犯カメラ設置についての提案があった訳でございます。それで今回改めて通学路の更なる安全対策につきまして検討をしていくということで調査を行うというものでございます。調査につきましては夜間警備等を実施している業者さん、あるいは通信設備等の業者さん等が対象になるかと思っております。いずれ補正予算がお認めいただいたところでこれについては具体化していきたいと考えております。
10番議員	通学路ということになれば基本的に学校周辺というだけの問題ではないと思うんだよね。小海町は町営バスで子供たちの送り迎えをしている訳でありますけれども、バスへ行くまでもある意味では通学路である訳でありますし、そうした意味では非常に広範囲だという点からすれば時間も一定程度かかるだろうけれども、通信設備の業者さんともう一つ何とかという最初のやつがよく分らなかったんですけれども、具体的にはまだ佐久の業者とか云々とか具体的にはまだないと理解していいのかその点を伺いたいと思います。
教 育 長	まだ具体的な話にはなっていない訳でございます。まず1点、業者につきましては、夜間警備等を今も公共施設でお願いしている業者さんのおいでになります。そういった業者さんがこの事業を行ってれば指名をしていきたいと思っております。また通信業者さんにつきましては施設の情報を回収するということもございますので、そういった業者さんのお力を借りることも必要かということで、そのどちらかになるかと思っております。通学路の範囲が広いということでございますが、小学校、中学校、保育園も含めまして施設の中心、範囲でこの事業について、まず第

	1期の事業として進めていきたいと考えています。
議長	26ページ 3項 社会教育費 10款 災害復旧費 1項 公共土木施設災害復旧費 27ページ 2項 農林施設災害復旧費 28ページから31ページ 補正予算給与費明細書 28ページ
9番議員	給与に関することでお聞きしたいのですが、今回の人勧の関係で先ほどの条例改正にもありましたが、給与改定ということで給与の見直しが行われる訳ですが、臨時職員の給与に関してはどのように考えてるかお願いします。
町長	臨時職員の賃金につきましては新年度から改定を今検討しているところでございます。以上です。
議長	29ページ 30ページ 31ページ
議長	その他全体を通じて質疑のある方は、ございますか。
	(質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。 ここで3時30分まで休憩といたします。  (ときに15時15分)
議長	休憩前に引続き会議を開きます。 先程の鷹野弥洲年議員の質問に対し、井出産業建設課長から答弁がございました。
産業建設課長	先程の鷹野弥洲年議員の質問ですけれども、土地改良事業維持管理適正化事業でございます。言われました場所は鷹野議員さんおっしゃった場所でございます。5月にもそこは水圧が高いということで破管したということがございました。細かい数字等につきましては予算決算常任委員会の時に担当の方から申し上げますのでよろしくお願ひしたいとお思います。
12番議員	委員会の方で今話をされると言われたんですが、最低数字的な細かいことはいいのですが、畑かんの減圧工事として29年度の当初予算で提出されたものと今回この補正で提出されたものはどのような関連がある

	のかそこのところをお聞きしたいと思います。
産業建設課長	当初工事としては計上しておらず町3割ということで5年間で納めるということで、負担金と拠出金ということでやっている事業でございます。
12番議員	しつこく聞いて申し訳ありませんが、要は当初予算で計上されたものと今回の補正予算に出されたものは同じものであるということですよ。そうしますとこれ委員会で審議していただければいいんですけど、これが重複して計上されている、あるいは当初予算で出されたものはその支払先が組合なのか、何処へ負担するのか、5年間積立てたものは何処が管理してやるのか、こういった問題が発生してくる訳ですよ。これが同じだということになってきますと今回補正予算で出されたものは、委員会でどうなるかにしても、この数字のままこの補正予算を認定していくことはかなり難しい道になってくると思うんですよ。そういった課題があるということをおっしゃって質問をやめたいと思いますが、ちょっと答弁もできないようですから。もし同じだとしたら少しこの補正予算の出し方が問題あるのではないかと思います。回答はいりません。
<b><u>日程第15 議案第48号</u></b>	
議長	日程第15、議案第48号 「平成29年度小海町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
(町民課長説明)	
議長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 歳入歳出とも補正予算書で、ページごとに行います。 質疑のある方は挙手を願います。  【歳入】 5ページ 3款 国庫補助金 1項 国庫負担金 2項 国庫補助金 4款 支払基金交付金

	<p>6 ページ</p> <p>5 款 県支出金 1 項 県負担金</p> <p>8 款 繰入金 1 項 一般会計繰入金 2 項 基金繰入金</p> <p>【歳出】</p> <p>7 ページ</p> <p>2 款 保険給付費 1 項 介護サービス等諸費</p> <p>8 ページ</p> <p>1 項 介護サービス等諸費続き 2 項 介護予防サービス給付費</p> <p>9 ページ</p> <p>2 項 介護予防サービス給付費続き 3 項 その他諸費</p> <p>10 ページ</p> <p>3 項 その他諸費続き 4 項 高額介護サービス費</p> <p>11 ページ</p> <p>6 項 特定入所者介護サービス等費 3 款 地域支援事業費 1 項 日常生活支援総合事業費</p> <p>12 ページ</p> <p>1 項 日常生活支援総合事業費続き 3 項 包括的支援事業任意事業費 5 款 諸支出金 1 項 償還金及び還付加算金</p> <p>13 ページから 16 ページ 補正予算給与費明細書</p> <p>13 ページ</p> <p>14 ページ</p> <p>15 ページ</p> <p>16 ページ</p>
議長	その他全体を通じて質疑のある方は、ございますか。
	(質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。
<b>日程第 16 議案第 49 号</b>	

議 長	<p>日程第16、議案第49号 「平成29年度小海町水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。</p>
(事務局長朗読)	
議 長	<p>朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。</p>
(産業建設課長説明)	
議 長	<p>説明が終わりました。これから質疑を行います。補正予算書で、ページごとに行います。 質疑のある方は挙手を願います。</p> <p>補正予算書 1 ページ 収益的収入及び支出 2 ページ 補正予算給与費明細書 3 ページ 4 ページ 5 ページ 6 ページ</p>
議 長	<p>その他全体を通じて質疑のある方は、ございますか。</p>
10 番議員	<p>2 ページの収益的支出で法定福利費が 719 千円というふうになっているんですけども、給与費明細書の中では 688 千円となっているということですけども、ちょっと教えていただきたいと思います。</p>
産業建設課 長	<p>平成 23 年度に地方公営企業会計基準が見直されました。町では 26 年度から運用しております。「将来の特定の費用であって、その発生が当該事業年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができるもの」に該当するものについて引当てが義務付けされました。これは地方公営企業法施行規則第 22 条ですが、引当金の要件に該当する額を負債として計上するとともに、毎事業年度の所要額の引当を行うことで、正確な期間損益計算及び財政状態の適正な表示を行うことができるとされています。給与引当金ですけども、翌年度に支払われる予定の手当のうち、当年度負担相当額について引き当てるものが賞与引当金であると。実際の手当での支給が翌年度であったとしても、その発生原因職員の労働の提供は、当年度中に発生していると考え、その発生額を引き当てるというものであります。例えば、12 月から 5 月を支給対象期間として 6 月に手当を支払う場合、12 月から 3 月</p>

	<p>までの4ヶ月分については当年度中に発生していると考えられるため、翌年度の6月に支払うことが予定されている手当のうち、6分の4について引き当てることとなります。これは公営企業経理の手引きによるものでございます。それから平成28年度決算、バランスシートの中で、流動負債に引当金として988千円計上されており、内訳は賞与引当金834千円、法定福利費引当金154千円であり、これは6月の賞与にかかる12月から3月分として4/6を28年度分の費用として処理したものであります。予算書上は、手当3,189千円、福利費3,089千円が計上されています。本来であれば、手当は4,244千円ありますが、28年度に引当金として834千円を費用化済であるため、29年度の手当て費用額は3,410千円と同様に法定福利費につきましても、28年度中に154千円を引き当てているため、差額を補正するというものです。尚、今回補正の賞与引当金及び法定福利費引当金繰入額につきましては、30年度分の6月賞与に係る引当分を本年度の費用として計上するものでございますので、その分で法定福利費につきまして差が生じているというものでございます。</p>
	(質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。
<b><u>日程第17「請願・陳情等」</u></b>	
議長	<p>日程第17、陳情第8号についてを議題といたします。 今定例会で受理した陳情はお手元に配布したとおりであります。 陳情書の朗読及び審議は、付託した委員会をお願いいたします。</p>
<b><u>○質疑終了</u></b>	
議長	以上をもちまして、報告、議案、陳情に対する質疑を終結いたします。
<b><u>○ 常任委員会付託</u></b>	
議長	<p>本日、議題としてまいりました報告第6号から議案第49号、陳情第8号は、会議規則第39条の規定により、お配りした議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p>
	(異議なし)



議 長	異議なし、と認めます。議案付託表のとおり付託いたしますので、よろしくご審議の程をお願い申し上げます。
<u>○ 散 会</u>	
議 長	<p>以上で本日の日程はすべて終了いたしました。          一般質問は 8 日、午前 10 時から行います。これにて本日は、散会といたします。ご苦勞様でした。</p> <p style="text-align: right;">(とくに 15 時 59 分)</p>